



● 障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されました

これまで、障害基礎年金を受ける権利が発生したときに受給権者によって生計を維持していた子がいる場合に、子の加算を行っていましたが、平成23年4月より、受給権発生後に生計を維持することになった子がいる場合にも届出によって加算が行われます。

加算対象の子は、18歳になる日の属する年度末までの子または20歳未満で1級・2級（国民年金法による）の障害のある子で、加算額は1人目、2人目は各227,000円（年額）、3人目以降は各75,600円（年額）です。届出の方法など詳しくは直方年金事務所にお問い合わせください。

*** 問い合わせ ***
直方年金事務所 ☎22-0891

● 児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができるようになりました

児童扶養手当は、父または母が法令で定める程度の障害の状態（年金の障害等級1級程度）にある子を監護している場合に配偶者が支給対象となりますが、子が障害年金の子加算の対象であった場合には支給されませんでした。平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、子加算の対象としないことにより、児童扶養手当を受給することが可能になります（有利な方を選択できます）。手当の支給は請求月の翌月になりますので早めに申請してください。詳しくは役場福祉人権課へお問い合わせください。

■比較表（月額）…参考

	障害基礎年金の子加算	児童扶養手当
1人目	18,916円	41,550円～9,810円
2人目	18,916円	5,000円
3人目以降	6,300円	3,000円

*** 問い合わせ ***
役場福祉人権課児童人権班
☎42-2111 内線242

● 学生納付特例の申請をお忘れなく



私は大学生で収入がないのですが、国民年金の保険料を払わなくてはならないのでしょうか？



日本に住んでいる20歳以上の人は国民年金に加入しなければなりません。ただし、保険料については、学生納付特例制度があり、本人の前年所得が一定以下であれば、申請により、保険料の納付が猶予されます。学生納付特例が承認された期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入できますが、年金額には算入されません。10年以内であれば、後から保険料を納めることができ、その場合は通常に納付した場合と同じ扱いになります。

◆◆ 申請に必要なもの ◆◆

- ①印かん
 - ②学生証または在学証明書（承認を受けようとする年度のもの）
 - ③所得課税証明書（申請年の前年に所得があり、1月1日に町外に住んでいた人）
- ※申請する月が1月から3月までの間である場合は前々年所得の証明書が必要となります。
- ※学生納付特例は年度ごとの申請が必要です。

◎平成23年度分受付期間

平成23年4月1日から
平成24年4月末日まで

◎平成22年度分受付期間

平成23年4月末日まで

申請を希望される人はお早めに手続きを!!



*** 問い合わせ ***
役場保険健康課保険年金班
☎42-2111 内線202

納税 対策

税務住民課から
のお知らせです

役場税務班 ☎42局2111番



Information

● 悪質な滞納者へ強制執行

納税の公平性を保つため、町では福岡県飯塚・直方県税事務所筑豊地区特別対策班とともに悪質な滞納者に対する徴収を強化しています。その一環として国税徴収法第142条に基づく捜索を行っています。捜索により差し押さえた財産は、公売などにより滞納税にあてられます。

次のような悪質な滞納者に対しては、滞納処分（差押え）にて厳しく対処します。

- ◆督促状等を無視している人
- ◆特別な事情もなく納付していない人
- ◆納付能力がありながら少額の分割納付にしか応じない人



写真はイメージです

■滞納処分状況

(平成23年3月3日現在)

	給与照会	預貯金調査	差押件数	換価額等	差押財産
平成21年度	51件	311件	128件	12,383,629円	預金、給与、不動産
平成22年度	103件	1,654件	141件	17,391,839円	預金、給与、動産、不動産、国税還付金

※換価額等の金額は、差押え解除後の分割納付金額は含んでいません。

平成23年度実施計画

- ①生命保険・自動車等の財産の調査
- ②差押え動産・不動産の公売

＊ ＊ 要注意 ＊ ＊

軽自動車税を車検前にしか納付しない人
車検前に軽自動車税を納付するつもりであっても、滞納中は財産調査（預貯金調査や勤務先への給与照会等）、滞納処分（差押え）の対象です。

● 町税は期限までに納めましょう

税金は、町の財政にとって大切な財源です。この財源は町の運営や皆さんの福祉・教育などに使われています。納期どおりに納めましょう。

- ①町税の納期限を過ぎても納付されていない場合は、督促状を送付しています。
- ②督促状が送付された日から起算して10日を経過した日までに納税されない場合は、財産調査（預貯金調査や勤務先への給与照会等）、滞納処分（差押え）の対象となります。

＊ ＊ 納期限内に納付できない事情がある場合 ＊ ＊

納期限内に納付ができない特別の事情がある場合は、必ずご相談ください。お電話での相談も受け付けます。



愛犬に 愛情一本



狂犬病の予防注射が4月7日から始まります

注射の日時と場所は次のとおりです。集団注射を利用せずに掛かりつけの獣医師から予防注射を受けた場合は、役場農政環境課で「注射済み証明書」の交付を受けてください。この場合、掛かりつけ獣医師が発行する「注射済み証明書」と手数料550円が必要です。

と き		と ころ
4月7日(木)	午前	9:20~9:35 室木公民館
		9:45~9:55 神田公民館
		10:00~10:10 八尋神田公民館
		10:20~10:30 八尋集会所
		10:40~11:10 新北公民館
	午後	11:20~11:50 新延古賀剣神社
		1:10~1:20 室井集会所
		1:25~1:45 七ヶ谷入口
		1:55~2:10 神崎公民館
		2:20~2:40 古門区公民館
4月12日(火)	午前	2:50~3:05 新延本村公民館
		9:20~9:40 中山本村公民館
		9:50~10:00 上新橋公民館
		10:10~10:30 小牧公民館
		10:40~11:00 大池公民館
	午後	11:10~11:20 本町公民館
		11:30~11:50 城ヶ崎公民館
		1:10~1:25 上木月公民館
		1:35~1:55 木月公民館
		2:05~2:35 弥生区公民館
4月20日(水)	午前	2:45~3:05 中山西区公民館
		9:20~9:30 猪倉公民館
		9:40~9:55 中山北区公民館
		10:05~10:20 中山南区公民館
		10:30~10:50 い牟田区公民館
		11:00~11:10 昭和通り公民館
11:20~11:50 役場車庫前		

- 持ってくるもの 問診票
- 料金 ▷ 新規登録 + 注射 = 6,050円 ▷ 注射のみ = 3,050円

6 犬を飼うときの 6つのルール



犬を飼う場合は、しつけなどたいへんなこともあります。家族の一員として扱い、次の6つのルールを守りましょう。

その1

愛犬も社会の一員です。きちんとしつけをして他人に迷惑をかけないようにしましょう。正しいしつけは飼い主との信頼を深めます。

しつける



その2

愛犬もいつかは亡くなります。最期を看取ってあげることは、私たちにゆるぎない信頼を寄せてくれた犬への恩返しです。

最後まで 面倒をみる



その3

犬の登録は生涯1回、狂犬病予防注射は毎年1回行うことが義務付けられています。鑑札・狂犬病予防注射済票は、必ず犬の首輪につけてください。

狂犬病予防 注射・登録



その4

繁殖を望まない場合には、飼い主の責任で繁殖制限をしましょう。不妊・去勢手術は犬に害のあるものではなく、不幸な子犬をつくらないための最良の方法です。

不妊・去勢 手術をする



その5

敷地内でつなぐか、逃げ出さないよう柵内などで飼いましょう。放し飼いは条例で禁止されています。散歩のときは引き綱をつけましょう。

つなぐ



その6

散歩中の愛犬のフンは必ず後始末をしましょう。必ず飼い主がその場で拾い、自宅に持ち帰りましょう。

フンを 持って帰る

